平成２８年（フ）第１０９７号
福岡市早良区室見４丁目１番22―208号
債務者　坂本　敏秋
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１５７号
福岡市東区香椎浜２丁目１番４―304号
債務者　黒川　豊雄
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１７７号
福岡市南区高宮２丁目11番26―404号
債務者　栄田　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２３２号
福岡市中央区平尾２丁目15番16―603号
債務者　高橋　保子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２３３号
福岡市中央区小笹２丁目10番26―303号
債務者　奥平　活子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２４４号
福岡市博多区竹丘町２丁目５番25号
債務者　市川　和代
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２４５号
福岡県宗像市日の里１丁目28番地　105棟103号
債務者　佐藤　繁利
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２５７号
福岡市中央区港２丁目２番24―103号
債務者　勝吉　保子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２６６号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1259番地４
債務者　高木　常輔
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２８２号
福岡市西区小戸４丁目17番38―107号
債務者　東　　健次
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２９０号
福岡県宗像市徳重１丁目４番41号　ピンズ赤間203号
債務者　廣津　直也
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２９７号
福岡市東区筥松新町６番12―301号
債務者　松野　朝子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１００号
福岡県小郡市小郡1347番地１　プランドゥ小郡駅前406号
債務者　井上　潤一
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第８４号
長崎県諫早市有喜町15番地４
債務者　佐藤　祐司
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
長崎県大村市竹松本町942番地８　高瀬第２ハイツＡ－３
債務者　柴山　俊介
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
秋田県にかほ市畑字福田59番地
債務者　佐々木晶子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第４２号
福島県いわき市平北白土字宮田４番地　市営住宅297
債務者　新妻　光純
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
福島地方裁判所いわき支部